

鳥取労働局発表

平成31年4月25日

担当	労働基準部健康安全課 課長 平井 美敏 主任安全専門官 國政 達也 0857-29-1704
----	---

鳥取県内における平成30年の労働災害発生状況（確定）

～死亡災害は減少、死傷災害は増加～

鳥取労働局（局長 まるやま 丸山 よういち 陽一）は、平成30年に鳥取県内で発生した休業4日以上^{（以下「労働災害」という。）}の労働災害（以下「労働災害」という。）の発生状況を取りまとめましたので公表します。

【労働災害発生状況の概要】

- 1 休業4以上の死傷者数は535人で、前年と比べて28人（5.5%）増加。死亡者数は1人であり、前年の4人から3人減少。
- 2 死傷者数が増加した主な要因は、
事故の型別で見ると、最も多い「転倒」災害142人のうち、冬季（平成30年1月～3月）の雪・凍結による「転倒」災害が47人で、前年比20人（74.1%）増加したこと。
業種別で見ると、運輸交通業が79人、前年比20人（33.9%）増加したこと。
運輸交通業の災害で最も多いのは「墜落・転落」災害で28人、前年比10人（56%）の増加。大半が荷役作業における荷台等からの転落となっている。
その背景には、人手不足等により十分な安全対策を講じないまま作業が行われている事業場もあると考えられる。
- 3 上記を踏まえ、冬季の雪・凍結等による「転倒」災害については、リーフレット「STOP！ 冬の労働災害」を事業者団体、労働災害防止団体等を通じて広く周知し、運輸交通業については、荷役作業における労働災害防止対策として、個別事業場への指導、労働災害防止団体と連携したセミナーなどにより、荷役作業の安全対策を指導。
- 4 今年度も、「STOP！ 転倒災害プロジェクト」により転倒災害防止を広く周知するほか、第13次労働災害防止推進計画（平成30年度からの5年間）を効果的に推進することとしている。

平成30年労働災害発生状況（確定）

平成30年1月～12月発生状況（確定） 鳥取労働局

署 別 業 種 別	合 計				鳥 取 署				米 子 署				倉 吉 署			
	平成30年	平成29年	増減数	増減率 (%)	平成30年	平成29年	増減数	増減率 (%)	平成30年	平成29年	増減数	増減率 (%)	平成30年	平成29年	増減数	増減率 (%)
	死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数			死傷者数	死傷者数		
全 産 業	(1) 535	(4) 507	28	5.5	191	(3) 173	18	10.4	248	(1) 254	-6	-2.4	(1) 96	80	16	20.0
製 造 業	(1) 109	(1) 95	14	14.7	45	(1) 34	11	32.4	46	48	-2	-4.2	(1) 18	13	5	38.5
木材・木製品・家具装備品製造業	5	6	-1	-16.7	1	3	-2	-66.7	2	3	-1	-33.3	2	0	2	*
鉄鋼・金属製品製造業	15	(1) 16	-1	-6.3	6	(1) 5	1	20.0	7	8	-1	-12.5	2	3	-1	-33.3
機械器具製造業	18	12	6	50.0	10	8	2	25.0	5	3	2	66.7	3	1	2	200.0
食料品製造業	(1) 41	36	5	13.9	11	8	3	37.5	23	22	1	4.5	(1) 7	6	1	16.7
上記以外の製造業	30	25	5	20.0	17	10	7	70.0	9	12	-3	-25.0	4	3	1	33.3
建 設 業	84	(2) 95	-11	-11.6	30	(1) 30	0	0.0	32	(1) 37	-5	-13.5	22	28	-6	-21.4
土木工事業	19	(2) 32	-13	-40.6	7	(1) 16	-9	-56.3	8	(1) 10	-2	-20.0	4	6	-2	-33.3
建築工事業	59	53	6	11.3	20	12	8	66.7	22	21	1	4.8	17	20	-3	-15.0
木造家屋建築工事業	21	26	-5	-19.2	7	11	-4	-36.4	10	8	2	25.0	4	7	-3	-42.9
その他の建築工事業	38	27	11	40.7	13	1	12	1200.0	12	13	-1	-7.7	13	13	0	0.0
その他の建設業	6	10	-4	-40.0	3	2	1	50.0	2	6	-4	-66.7	1	2	-1	-50.0
運 輸 交 通 業	79	(1) 59	20	33.9	34	(1) 19	15	78.9	38	38	0	0.0	7	2	5	250.0
道路貨物運送業	70	(1) 50	20	40.0	28	(1) 15	13	86.7	35	33	2	6.1	7	2	5	250.0
その他の運輸交通業	9	9	0	0.0	6	4	2	50.0	3	5	-2	-40.0	0	0	0	
林 業	18	16	2	12.5	8	7	1	14.3	5	8	-3	-37.5	5	1	4	400.0
その他の事業	245	242	3	1.2	74	83	-9	-10.8	127	123	4	3.3	44	36	8	22.2
卸・小売業	82	76	6	7.9	26	28	-2	-7.1	44	42	2	4.8	12	6	6	100.0
飲食店	12	16	-4	-25.0	7	4	3	75.0	4	11	-7	-63.6	1	1	0	0.0
清掃業・ビルメンテナンス業	20	24	-4	-16.7	9	10	-1	-10.0	11	11	0	0.0	0	3	-3	-100.0
旅館・ホテル業	15	13	2	15.4	2	2	0	0.0	9	8	1	12.5	4	3	1	33.3
保健衛生業	59	59	0	0.0	18	19	-1	-5.3	25	27	-2	-7.4	16	13	3	23.1
通信業・金融業等	13	8	5	62.5	1	3	-2	-66.7	8	5	3	60.0	4	0	4	*
上記以外のその他の事業	44	46	-2	-4.3	11	17	-6	-35.3	26	19	7	36.8	7	10	-3	-30.0

(注) ()内は死亡者数で内数である。労働基準監督署で受理した休業4日以上の労働者死傷病報告書を取りまとめたもの。機械器具製造業は、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送機械等製造業の合計である。

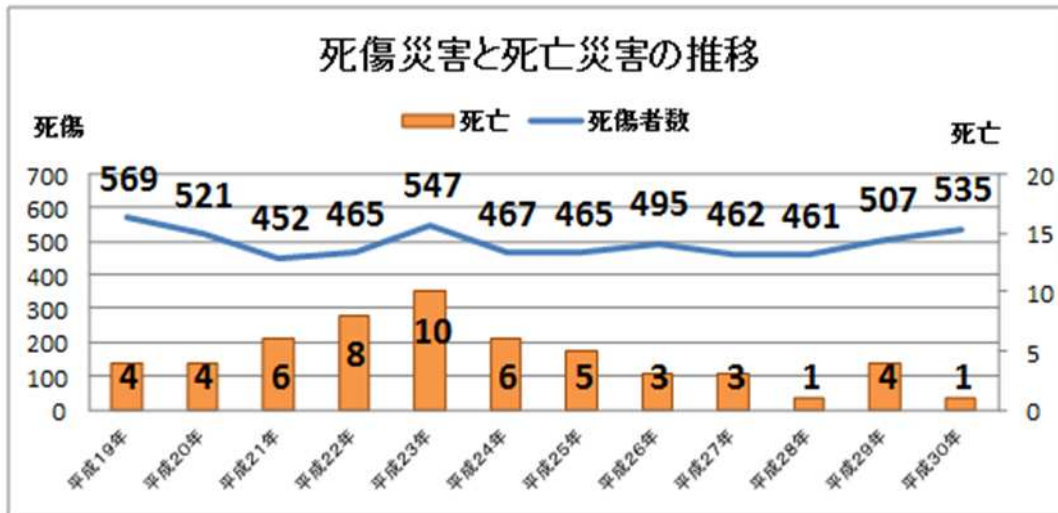
安全衛生のメッセージ

年間安全衛生計画を立て、日々の安全衛生管理活動を自主的に展開しましょう。

1. 労働災害の概要

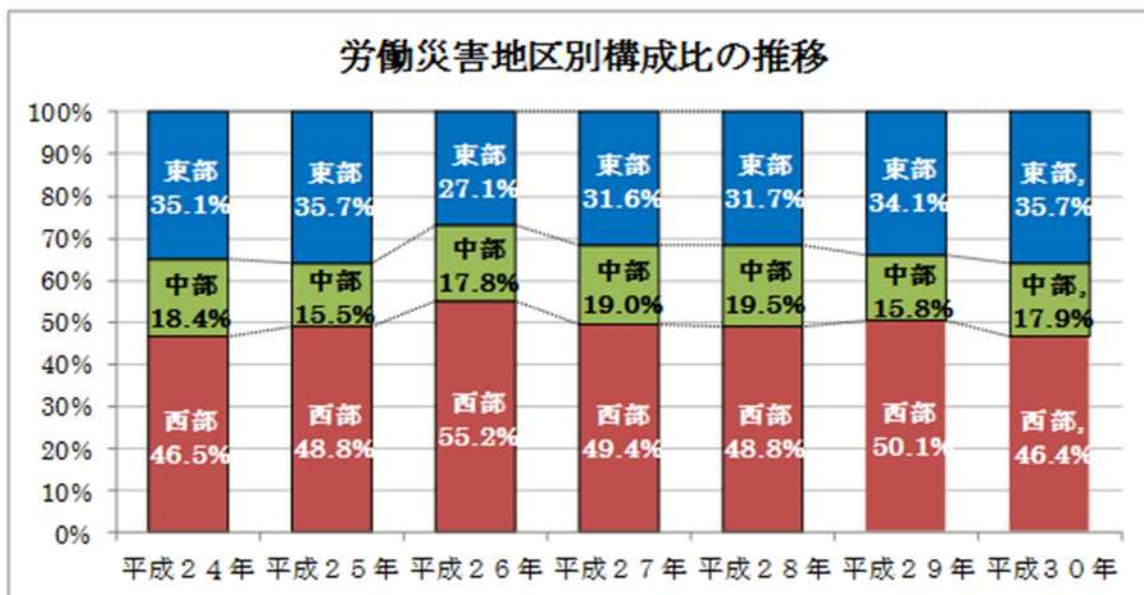
平成 30 年の鳥取県の休業 4 日以上の労働災害は 535 人で、前年に比べて 28 人、5.5%増加しました。

死亡災害は 1 人で、製造業で発生しました。



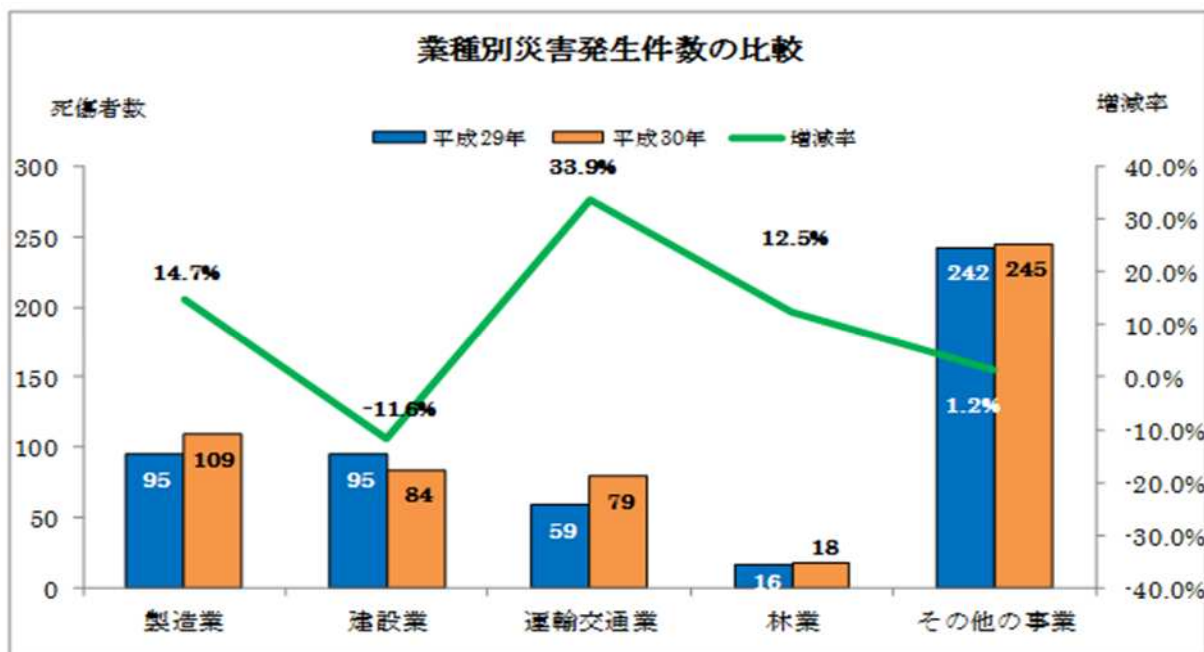
2. 労働災害の特徴

発生場所を地域別にみると、東部地区は 191 人で 18 人増加、中部地区は 96 人で 16 人増加、西部地区は 248 人で 6 人の減少となりましたが、西部地区で多発する傾向は継続しています。



(1) 業種別の特徴(文中の()内の数値は、全産業に占める構成比)

労働災害を業種別にみると、製造業が109人(20.4%)、建設業84人(15.7%)、卸・小売業82人(15.3%)、運輸交通業79人(14.8%)、保健衛生業59人(11.0%)、林業18人(3.4%)などとなっています(卸・小売業及び保健衛生業は次表の「その他の事業」に含んでいます。)



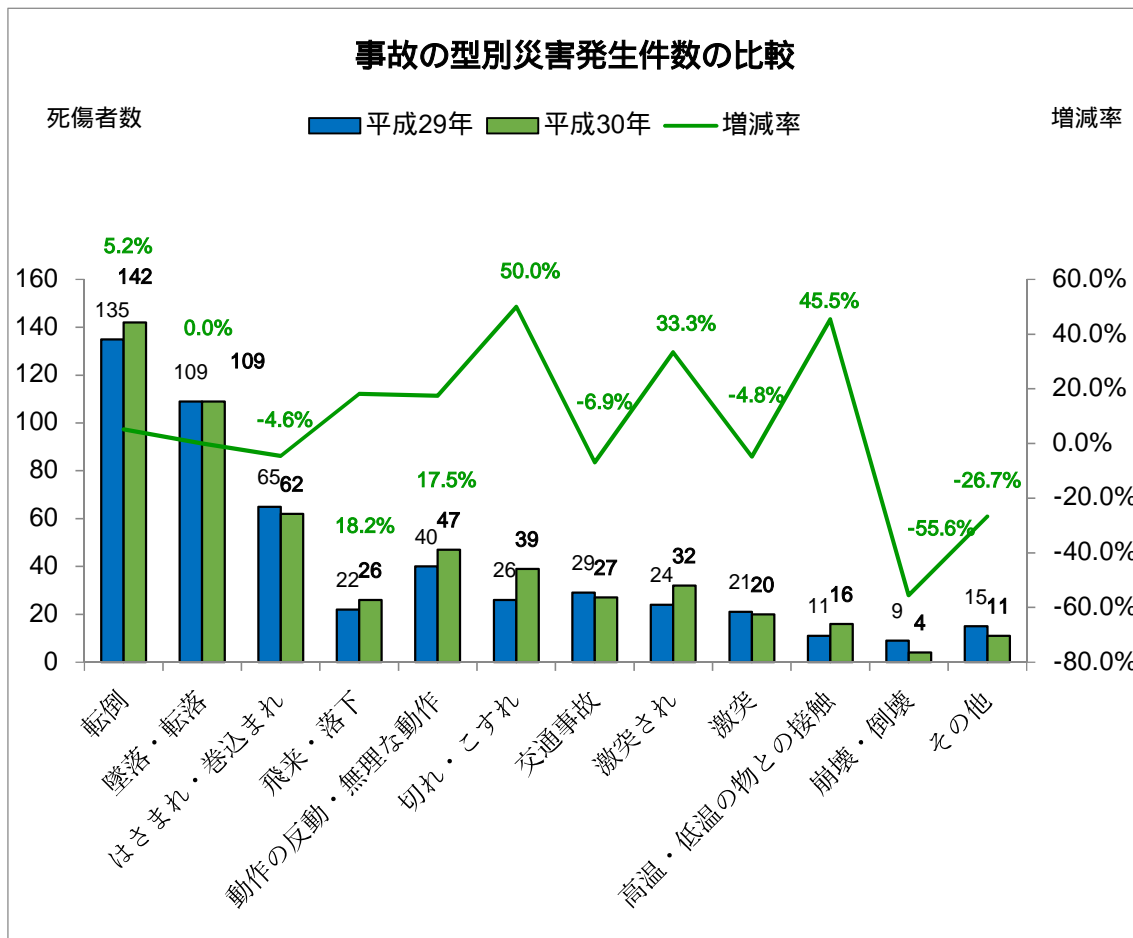
(2) 事故の型別の特徴(()内の数値は、全体に占める構成比)

事故の型別では、「転倒」災害が142人(26.5%)で最も多く発生し、次いで、「墜落・転落」災害が109人(20.4%)、「はさまれ・巻き込まれ」災害が62人(11.6%)、「動作の反動・無理な動作」災害が47人(8.8%)となっており、「転倒」、「墜落・転落」の2つの災害で全体の46.9%を占めています。

「転倒」災害は142人で前年に比べ7人、5.2%増加しました。業種別では、卸・小売業34人、保健衛生業24人、製造業21人、接客娯楽業19人、運輸交通業17人などとなっています。

「墜落・転落」災害は109人で前年と同数でした。業種別では、建設業が37人、運輸交通業が28人であり、建設業と運輸交通業で全体の59.6%を占めています。

「はさまれ・巻き込まれ」災害は62人で前年に比べ3人、4.6%減少しました。業種別では、製造業で27人、建設業で12人であり、製造業と建設業で全体の62.9%を占めています。



3 課題と今後の取組

鳥取労働局では、第13次労働災害防止推進計画(平成30年度からの5年間)を効果的に推進し、死亡災害の撲滅と死傷災害の減少を図ってまいります。

労働災害の発生件数が多い業種、事故の型に注目し、業種については製造業、建設業、運輸交通業のほか、最近増加が著しい卸・小売業や社会福祉施設といった第3次産業を、事故の型では最も多い「転倒」災害への対策を講じることにより、災害を減少させる必要があります。

また、労働災害防止のためには、企業の自主的な安全衛生管理活動や、労働者一人一人の安全意識の向上が必要です。

今後の取り組みとしては、建設業では現場指導を通し、安全な作業床の設置、それが困難な場合の墜落制止用器具の適正な使用など、特に転落・墜落災害の防止を強化します。

製造業では災害の約25%を占める、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を図るため危険箇所への覆いの設置等の機械の本質安全化を推進します。

陸上貨物運送業では荷役作業時の荷台からの転落・墜落災害を防止するため、荷主、労働災害防止団体を含めた業界全体での取組を強化します。

第3次産業の災害は、複数の店舗や施設を有する企業で多く発生しているため、企業の本社に対する指導を実施し、問題点を企業全体で共有し、災害を減らすよう促します。

転倒災害は業種にかかわらず発生しており、また、冬期の積雪や凍結した路面によることが多いため、冬場の歩行上の注意や防滑靴の着用等の取組について、冬場を迎える前の段階での周知啓発に努めます。

また、企業の自主的安全衛生管理活動を促進するため、引き続き、『安全「見える化」とっとり運動』のさらなる推進、ゼロ災55無災害運動の実施、リスクアセスメント実施の普及・定着等を支援していきます。